平成２７年（フ）第６８号
青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地839白馬舘202号、前住所青森県八戸市大字鮫町字上松苗場19番地１
債務者　西舘　和子
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
青森県八戸市根城７丁目17番地３　一盃森荘Ｃ－２、前住所青森県八戸市根城１丁目７番17号
債務者　松本　　勲
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
青森県八戸市根城７丁目17番地３　一盃森荘Ｃ－２、前住所青森県八戸市根城１丁目７番17号
債務者　松本　高徳
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
青森県八戸市大字田面木字下田面木21番地４千葉貸家
債務者　川市　貴子
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
宮城県岩沼市たけくま３丁目６番22号　サンライズタウンたけくま201
債務者　村上　明紀
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
秋田市川元開和町12番26号　フォレストパーク１－１
債務者　奈良智香子
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８号
千葉県木更津市清見台２丁目８番23号
債務者　平賀　英二
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２０号
静岡県賀茂郡松崎町那賀９番地
債務者　鬼塚　忠年
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第６５号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ25番22号
債務者　首藤　卓爾
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４９号
三重県三重郡菰野町大字菰野3105番地４　フレグランスベル菰野Ａ102
債務者　森川　高子
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
三重県四日市市富田浜町14番６号　ハイムショパン103、前住所三重県三重郡川越町大字豊田337番地　水谷アパート
債務者　新美　雅史
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
大津市大将軍３丁目１番２号、前住所京都市伏見区淀際目町35番地１ライオンズマンション京都淀Ａ棟205号
債務者　武田　ちえ
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１２号
広島市安佐南区長束西３丁目14番12号
債務者　中川香代子
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
山口県萩市大字椿東6031番地５　駅前アパート２号
債務者　藤山　　敏
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第８６号
山口県下関市松屋本町２丁目８番７号、前住所山口県下関市大字高畑261番地
債務者　井上　哲雄
１　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
福岡県飯塚市赤坂633番地18
債務者　桑野　和也
１　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部